

岐阜県からのお知らせ

福祉医療費助成制度の請求方法が変わります

令和8年4月より、県・市町村が実施している福祉医療費助成制度の「福祉医療費助成金請求書」を廃止し、全国的に行われている「併用レセプト請求」方式による現物給付を導入いたします。

＜併用レセプト請求方式の対象となる制度＞

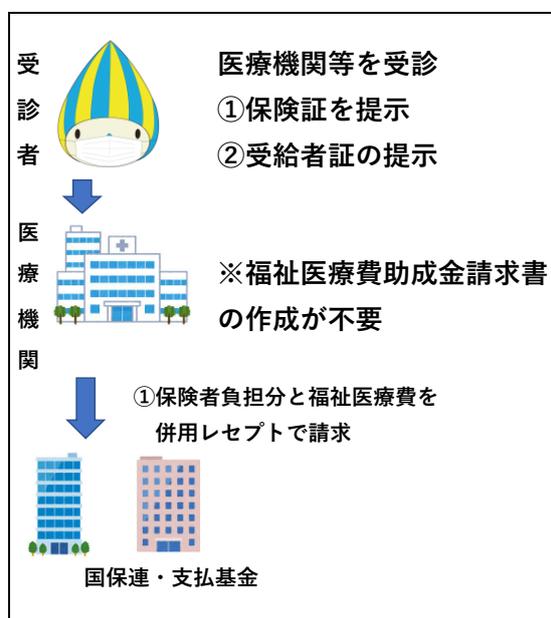
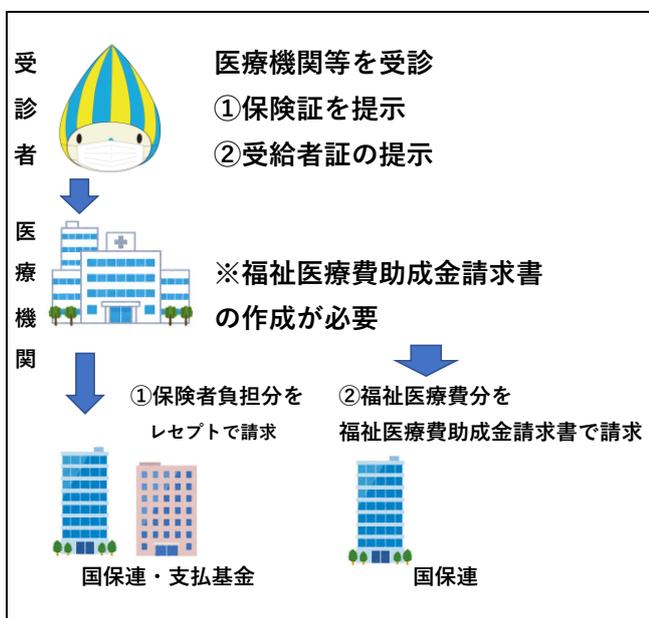
乳幼児・子ども医療費助成（市町村単独実施分含む）

重度心身障害者医療費助成、父母子家庭医療費助成

※「福祉医療費助成金請求書」を用いて現物給付している福祉医療費助成制度が対象

令和8年3月診療分まで

令和8年4月診療分から



医療機関のみなさまへお願い

①レセプトコンピュータの改修について

・福祉医療費分も全国的に行われている併用レセプトにて請求いただくこととなります。お使いのレセプトコンピュータによっては改修が必要な場合がありますので、あらかじめご準備をお願いします。（詳しくはレセプトコンピュータ業者にお問い合わせください。）

②令和8年4月以降は、新しい「受給者証」の確認をお願いします。

・受給者には令和8年3月までに、新たに受給者番号を記載した新しい受給者証が送付されますので4月以降は必ず新しい受給者証で番号等をご確認願います。

・なお、令和8年3月診療分までは、従前どおり福祉医療費助成金請求書を用いて、国保連に請求願います。

③福祉医療費の医療機関等への支払いについては保険給付分の支払いと同日となります。

（令和8年4月診療分の福祉医療費の支払いは令和8年6月払いとなります。）